

食安基発第0331004号

食安監発第0331007号

平成18年3月31日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部基準審査課長

監視安全課長

(公印省略)

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項に基づくいわゆるポジティブリスト制度の周知徹底について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法第11条第3項に基づく食品中の残留農薬に関するいわゆるポジティブリスト制度については、各検疫所においてもその適切かつ円滑な実施に向けた取組が実施されているところである。

については、本年5月29日からポジティブリスト制度が施行されるに当たり、貴管下関係事業者等に対し、本制度について輸入食品監視指導計画に基づき、なお一層の周知徹底を図るとともに、平成17年11月29日付け食安発第1129001号食品安全部長通知の内容を留意の上、本制度の運用につき遺憾のなきよう対応方をお願いする。

なお、都道府県等に対し別添のとおり通知していることを申し添える。